

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

内閣府

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	リスクコミュニケーションの実施 意見交換会の開催や年誌の発行等を行い、食品安全委員会が行うリスク評価に関する科学的情報について、分かりやすく解説し国民一般に対して提供を行う。	24	24

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

消費者庁

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
食品ロス削減推進調査事業	食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育、普及啓発を推進する。また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施する。	43	32
消費者安全に関する啓発の推進	食品に係るリスクコミュニケーションの実施 食品の安全に関して、消費者が科学的知見に裏打ちされた情報に基づき自ら判断出来るよう、消費者の関心が高いテーマを取り上げた意見交換会等を実施する。	70の内数	132の内数
エシカル消費に関する調査及び教育の推進	地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査等を実施するとともに、各種イベント等への積極的な参画や情報発信の取組を強化する。	11	10

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

こども家庭庁

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の推進	成育基本法の趣旨を踏まえ、成育医療等基本方針に基づき、「朝食を欠食するこどもの割合」等の指標を設定し、自治体における計画の策定を支援するなど、従来までの「健やか親子21」の取組を含めた母子保健活動の推進を行う。	1,540の内数	5,600の内数
地域こどもの生活支援強化事業	多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地域にある様々な場所を活用し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援を必要としている子供を早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みを作ることによって、地域の子供たちへの支援体制の強化を図る地方公共団体の取組を支援する。	-	19,731の内数

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

総務省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業	子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施する。 モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーを開催する。	18	18

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

外務省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金(任意拠出金)	国連世界食糧計画(WFP)への拠出を通じて国際的な連携・交流の促進及び飢餓や栄養不足の問題等に関する情報提供を行う。	405の内数	527の内数
在外公館文化事業	在外公館が管轄地域における要人との人脈形成、対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として主催(共催)する総合的な日本文化を発信する。	180の内数	263の内数
「日本の魅力」発信事業	日本食や日本の食文化の紹介も含めた海外向け日本事情発信誌や映像資料を作成する。	63の内数	86の内数
国際連合食糧農業機関分担金(FAO)	国連食糧農業機関(FAO)に対して分担金を拠出することにより、同機関が実施する食品の安全や栄養改善に関する事業や調査分析、情報収集等の取組へ貢献する。	4,178の内数	6,124の内数

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

文部科学省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究	食料・農業・農村基本法が改正されたことを踏まえ、みどりの食料システムの確立に向け、学校給食における有機農産物等の使用促進や、有機農産物等の使用を通じた児童生徒の食育推進に係る先進事例を創出する。	—	90
学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業	学校給食における地場産物・有機農産物の使用に当たっての課題解決に資するため、学校側や生産・流通側の調整役としての仕組みづくりを担うコーディネーターの配置に必要な経費や、大量調理に当たり必要となる備品の購入にかかる経費、学校で指導を行うために必要となる生産者等の人材派遣にかかる経費、一次加工に係る経費等を支援する。	38	—
食の指導改善充実事業 (①食に関する健康課題対策支援事業 ②食の指導改善充実に向けた検討)	①栄養教諭の食に関する個別指導力を一層向上させるため、個別指導の重要性や手法等についての研修会を実施するほか、個別指導の実践事例を創出する。 ②食に関する実態調査を行うとともに、食に関する指導の評価の在り方について検討を行う。	31	64
学校保健・食育推進体制支援事業(学校保健推進体制支援事業)	複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、養護教諭・栄養教諭を支援する体制を強化することが課題となっていることを踏まえ、都道府県・指定都市が実施する、経験豊富な退職養護教諭・栄養教諭を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る事業に対し、その経費の一部を補助する。	104の内数	104の内数
地域における家庭教育支援基盤構築事業	地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への、子供の生活習慣や食育を含む学習機会の提供など、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。	70の内数	81の内数
「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業・推進校事業	国立青少年教育振興機構と連携・協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業、中高生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施する。	— (国立青少年教育振興機構の予算で実施)	— (国立青少年教育振興機構の予算で実施)
公立学校施設の整備(学校給食施設整備)	学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、衛生管理の充実強化等に必要な学校給食施設の整備に対する補助を行う。	68,346の内数	204,810+事項 要求の内数
伝統文化親子教室事業	次代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等を継承・発展させるため、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図り、創造力と感性を備えた豊かな人間性を涵養する。	1,489の内数	1,864の内数

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
現代型食生活のための食 品成分情報取得・活用強 化事業	日本食品標準成分表に関して、現代型食生活を踏 まえた収載食品の追加・更新等に係る調査及び食品 成分データベースを基本としたオープンデータの利活 用のためのシステム化調査等を行う。	128の内数	128の内数
国民文化祭	観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その 他の各関連分野における施策と有機的に連携しつ つ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典 を実施し、各種の文化活動を全国規模で発表、共 演、交流する場を提供するとともに、文化により生み 出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に 活用し、一層の芸術文化の振興に寄与する。	254の内数	261の内数
健全育成のための体験活 動推進事業	子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体 験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験 など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間 性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの 役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を 促す。	99の内数	122の内数

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

厚生労働省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
国民健康づくり運動の推進(「健康日本21(第三次)」)(国民健康づくり運動の推進(「健康日本21(第二次)」))	令和6年度からの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」について、国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進を図るとともに、国民の身体状況や食生活等の状況を明らかにする国民健康・栄養調査の実施、最新の科学的根拠に基づく食事摂取基準の策定など、健康増進の総合的な推進を図る。	905	761
8020運動・口腔保健推進事業	都道府県が実施する歯の健康づくりのために行われる地域の実情に応じた歯科保健医療事業の円滑な推進を支援する。	1,205の内数	1,326の内数
食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報の提供や双方向の意見交換を行う。	9	9

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

農林水産省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進する。 その際、農林漁業体験機会の提供に加え、産直活動等の様々なチャネルを通じて生産者と消費者との交流を推進する取組を持続的に展開するための環境整備を新たに支援対象とする。	1,720の内数	2,269の内数
食育活動の全国展開事業	第4次食育推進基本計画に基づき、食育推進全国大会の開催、食育活動表彰、食育に関する調査等のほか、全国食育推進ネットワークの改組・拡充を行うことにより、食育の全国展開を図る。加えて、次期食育推進基本計画の作成・実施に向けた調査・普及啓発を通じて、更なる食育の推進に取り組む。	65	76
消費者理解醸成・行動変容推進事業	国民の行動変容のため新たな食料システムを支える企業等の優良な取組を表彰し、これら取組との直接的な接点の場を設け、SNS等による情報発信を行う。	53	101
みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進(みどりの食料システム戦略の理解浸透)	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、食料システムの関係者による環境負荷低減の取組の更なる理解・活用促進に加え、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進する。	650の内数	3,500の内数
みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業(有機農業産地づくり推進)	地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から、学校給食等での利用など消費まで一貫し、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組を支援する。	650の内数	3,500の内数
みどりの食料システム戦略推進総合対策(有機農業推進総合対策事業)のうち国産有機農産物等需要拡大支援事業	小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起や、有機農産物等の認知度向上、有機農業の環境保全効果を訴求する取組、生産者と事業者間のマッチング等を支援する。	650の内数	3,500の内数
地域の持続的な食料システム確立推進支援事業	食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等を支援する。また、食品企業による広域的な産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援する。	-	310
地域食品産業連携プロジェクト推進事業	地域の農林水産物を有効活用するため、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が、それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置して、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を支援する。	90	-
持続可能な地域の食文化再構築支援事業	地域が一体となって地域の食文化の再構築を図る「食文化継承モデル地域」を選定し、地域の食文化の担い手間の連携強化や、現代の価値観や嗜好に合った形での郷土料理の提供体制の構築を図る取組等、持続的な地域の食文化の継承に向けた体制づくりや、継承環境の整備を推進する。	-	10

農林水産省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業のうち食文化の多角的な価値の整理・情報発信及び食文化コンテンツ関連の人材の高度化	訪日外国人及び海外消費者を中心に関心が高まっている日本の食・食文化についての高付加価値な情報の整理・発信等に向けた取組を支援する。	21の内数	—
新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちサステナビリティ課題解決支援事業	海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題(環境、人権、栄養)等について、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図るため、官民連携の場の構築やサステナビリティ課題に関する調査・分析を行う。	—	102
新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち栄養改善ビジネス国際展開支援事業	日本の食品産業等の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、開発途上国、新興国現地の栄養実態や食文化・食習慣に係る調査、栄養改善ビジネスに関する事業化プロセスの実証等を支援する。また、国際機関等との連携を通じた栄養に関する国内外の情報収集・発信等を支援する。	20	—
食品ロス削減総合対策事業のうち食品ロス削減等推進事業	事業系食品ロスの削減に向け、フードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築等の取組を支援する。	46	224
食品アクセス総合対策事業	円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、そのスタートアップや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施する。	100	385
農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(旧農山漁村発イノベーション対策)	農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援する。	8,389の内数	10,388の内数
農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策	都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援する。	8,389の内数	10,388の内数
持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち持続可能な水産物消費拡大推進事業	持続可能な水産物の消費拡大のため、魚食普及活動、適切な資源管理に必要な流通・消費段階における環境づくり、「さかなの日」賛同メンバーの連携による水産物の消費拡大の取組を支援する。	556の内数	1,065の内数
海業振興支援事業	海業の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図るため、先導的テーマに係る立ち上げに必要な実証事業や、民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり、漁業者等の海業に対する意識醸成の取組、漁業者等が海業に一步を踏み出すための事業・施設運営コンサルティング、民間事業者との連携、外部人材の招へい等を支援する。	—	500の内数
浜の活力再生・成長促進交付金のうち海業推進事業	海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備等を支援する。	—	5500の内数

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

経済産業省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
ヘルスケア産業競争力強化事業(うちヘルスケア産業基盤高度化推進事業)	健康経営の推進・発展 企業が従業員の健康に経営的視点から取り組む、健康経営を発展させる。具体的には、健康経営に係る顕彰制度の推進とともに、健康経営の効果検証等を行い、健康経営のすそ野拡大及び質的向上を図り、健康への投資を促進する。	1,140の内数	400の内数

令和7(2025)年度食育関連予算概算要求額

環境省

事業名	施策の内容	令和6年度 当初予算額 (百万円)	令和7年度 概算要求額 (百万円)
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R促進事業費	学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の実施等について、地方自治体を支援する。 学校において食育・環境教育を実施することは給食の食べ残し等の食品ロスの削減に資すると考えられ、食品ロス削減に関する普及啓発の観点からも、学校において食品ロス削減に係る取組を行うことは重要である。このため、学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の推進策の検討や食品ロス削減の取組の普及啓発を行い、その効果検証を行う地方自治体を支援する。	152の内数	300の内数
「デコ活」(新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業	脱炭素のみならず資源循環(食品ロス削減、サステナブル・ファッション等)やネイチャーポジティブの実現を目的として、デコ活応援団(官民連携協議会)を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。また、マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。	3,763の内数	4,275の内数

食品ロス削減推進調査事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和7年度概算要求（案）額 30百万円（36百万円） [食品ロス削減推進調査経費]

令和7年度概算要求（案）額 1.7百万円（1.6百万円） [食品ロス削減推進会議]

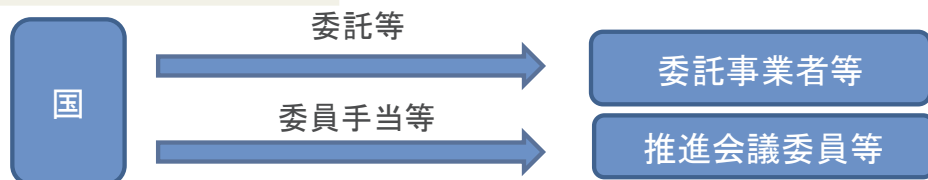
事業概要・目的・必要性

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減を「我が事」として自発的に取り組んでいくようにすることが重要である。
- このため、食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育及び普及啓発を推進する。
- また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施する。

事業イメージ

- 消費者等への普及啓発のための人材育成等
 - ・世代やライフスタイルなどを考慮しつつ、啓発すべきテーマや対象の特性に応じた資材を開発し、提供する。
 - ・地方公共団体において取組を推進できるよう、地方公共団体職員及び地域で取組を推進する人材を育成するための研修会等を行う。
- 先進的な事例や優良事例等の全国的な展開
 - ・「食品ロス削減推進表彰」を実施し、優れた取組を表彰する。
 - ・「食品ロス削減全国大会」において、消費者庁セッション等を設けるなど、地方公共団体の取組事例や推進計画の内容等を広く紹介することにより、地方における推進計画の策定を支援する。
- 諸外国における制度等の調査
 - ・海外における食品ロス削減に関する制度等の調査を行う。
- 食品ロス削減推進会議の開催
 - ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組状況のフォローアップ等を行う。

資金の流れ



期待される効果

- 全ての都道府県及び政令市を始めとする地方公共団体において、食品ロス削減の取組を推進する。
- 事業系食品ロス及び家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減する。

消費者教育充実・推進事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和7年度概算要求額 **56百万円**（令和6年度予算額 62百万円）〔消費者教育充実・推進事業〕
令和7年度概算要求額 **6.7百万円**（令和6年度予算額 6.7百万円）〔消費者教育推進会議〕

事業概要・目的・必要性

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、対象領域及びライフステージに対応した消費者教育を総合的に推進するための環境整備を行う。
- エシカル消費（人・社会・環境等に配慮した消費行動）の考え方及び行動が広がるよう、普及啓発を行う。

事業イメージ・具体例

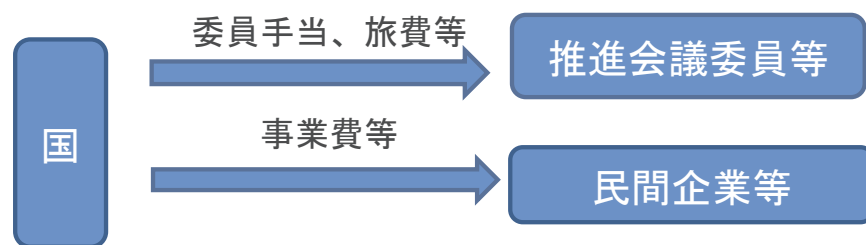
- 消費者教育推進会議（審議会）の開催
 - ・消費者教育の総合的・体系的かつ効果的な推進のために、委員相互の情報交換及び調整を行う。
 - ・改定された基本方針を踏まえて、社会のデジタル化に対応した消費者教育、体系的な消費者教育推進のための体制整備、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育等について議論を行う。

事業イメージ・具体例

- 「消費者力」育成・強化に向けた消費者教育の推進
 - ・消費者被害の未然防止を図るため、若年者や高齢者、障害者等を対象とした「消費者力」育成・強化のための体験型教材について、最新の手法等の拡充を行い、実践的な消費者教育を推進する。
 - ・各世代の消費者自身による教材の活用を促進するため、コーディネーターや若者等の新たな担い手の育成・協働を進め、教材活用の取組を推進する。

※成年年齢引下げ後の消費生活相談の実態も踏まえ、若者に直接情報を届けるための機会を創出し、効果的な情報発信を実施する。
- 事業者における消費者教育の推進
 - ・切れ目ない消費者教育の機会を提供するため、事業者の若年から壮年、退職期までの従業員を対象として消費者被害の防止とSDGs等の観点を取り入れた消費者教育の研修の実施を促進する。
- エシカル消費に関する調査及び教育の推進
 - ・地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査やエシカル消費の実践度向上に向けた効果的な啓発手法の開発を実施するとともに、先進事例等を紹介する機会の充実を図るため、情報発信の取組を強化する。
 - ・エシカル消費に関する教材を自治体や学校等で活用してもらえよう働きかけを行うとともに、職員によるワークショップ等を実施し、全国への普及に取り組む。

資金の流れ



期待される効果

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、自主的、合理的に行動することができる自立した消費者を育成する。
- エシカル消費の普及促進を通じて、消費者・事業者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう促す。

成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の推進

こどもまんなか
こども家庭庁

成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等

成育局 母子保健課

令和7年度概算要求額：こども政策推進事業委託費 56億円の内数（15.4億円の内数）

目的

- 妊産婦やこども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。
- 同法を踏まえ、従来、妊産婦やこども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。
- このため、従来までの「健やか親子21」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく評価指標のデータを更新し、健やか親子21のサイトにて公表していくとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法:「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」
(平成30年法律第104号)

- 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

実施主体等・補助率等

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額
- ◆ 事業内容：（1）専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等
（2）各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく指標のデータ更新等
（3）コンテンツの整理、情報発信

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」
(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）（抜粋）

（教育及び普及啓発）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（医療計画等の作成に当たっての配慮等）

第十九条 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2・3（略）

⇒ 政令で定める計画に、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画が含まれる。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第170号）第8条第9号）

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」について

- 成育基本法第11条第1項の規定に基づく同方針については、令和2年度に策定。
- 令和5年3月に所要の改定を行い、令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定。
- 成育医療等基本方針では、成育医療等の現状と課題として、「低出生体重児の割合の増加」、「学童期・思春期における全般の問題」、「食生活等生活習慣に関する課題」に栄養・食生活に関する課題が明記されるとともに、これらに関連した評価指標を設定。

＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和7年度概算要求額 197億円の内数（－億円）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- 地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円
- ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業（補助基準額：3,070千円）
 - ※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）
- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）（補助基準額：1,520千円）
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）
- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,912千円）
- エ その他上記に類する事業
- ※ ア～エを組み合わせ実施（イは①又は②いずれかのみ）
- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）
 - 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携



支援が必要なこども

要保護児童対策地域協議会

市区町村



こども家庭センター



学校・教育委員会



市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

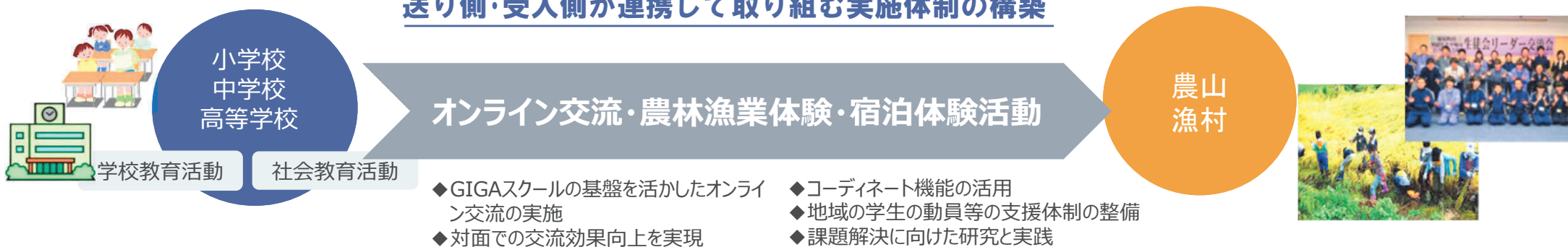
【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R7概算要求額： 18百万円
(R6当初予算額： 18百万円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、**送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業**を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「**子供の農山漁村体験交流計画**」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省の主催による**セミナー**を開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換)	・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費
等	等